

会議概要

会議の名称	令和元年度 第2回空家等対策協議会
開催日時	令和元年12月13日（金）15時00分 開会 16時20分 閉会
開催場所	上湧別コミュニティセンター 2階大会議室
出席者名	委員：石田昭廣会長、長谷川隆敏副会長、横幕廣志委員 伊藤 章委員、辻 香澄委員、牧野秀昭委員 畠山恭雄委員、石川克己委員、鈴木留美委員 事務局 企画財政課：佐藤課長、斎藤主幹、大西主査 関係職員：濱本総務課長、前川住民税務課長、岩佐建設課長、 黒岩水道課長、安藤福祉課長、宇佐美主査（建築）
欠席者名	毛利強委員
傍聴人の数	1名
会議の内容	1. 開会 2. 会長（町長）あいさつ 3. 協議事項 （1）先進地視察研修について （2）空き家除却推進事業補助金について 4. その他 5. 閉会
会議資料	（1）第2回 湧別町空家等対策協議会議案 （2）先進地視察研修資料（資料1） （3）空き家除却推進事業補助金資料（資料2） （4）令和元年度空き家等実態調査に伴う「建物の所有者等アンケート調査」結果

会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 全文筆記 <input checked="" type="checkbox"/> 要点筆記) <input type="checkbox"/> 無
備考	

1. 開会

事務局より開会を宣言した。

2. 会長（町長）あいさつ

本日は第2回目の空家等対策協議会ということでご案内させていただきました。師走に入り、大変お忙しい時期にご出席いただきましたことに心より感謝申し上げます。

本日の議題になりますが、前回の会議でもお話ししましたように空き家対策に係る全道の状況を調べる必要があるということで、役場の担当者が先進地の視察を終えております。本日はその内容を委員の皆様にご報告させていただく時間をとりたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

そして、第1回目の会議でも話題になりましたが、平成27年度まで町の事業として解体の補助事業を進めていたわけですが、时限により失効いたしました。町内の様々なところから補助事業をもう一度再開してほしいという声が多くあるところです。私としては、町で支援をしながら自己所有の家屋については自ら処理をしていただきたいという思いが強く、令和2年度から新たな事業を行いたいと考えております。その内容について、委員の皆さまに説明させていただいて、ご意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

3. 協議事項

協議事項に入る前に、事務局から本日の会議の出席委員数は9名（うち1名は遅れて出席）であることから、本日の会議が成立していることを報告した。

（1）先進地視察研修について

事務局から室蘭市における先進地視察研修について説明する。

会長）ただいま、先進地視察研修について説明をさせていただきましたが、委員の皆様からご質疑、ご意見をいただきたいと思います。（特になし）

今後の協議会の会議の場でも参考になることがあるかもしれませんので、この後でも何かお気づきのことがあればご質問いただければと思います。

(2) 空き家除却推進事業補助金について

事務局から空き家除却推進事業補助金について説明する。

会長) 事務局から説明をさせていただきましたが、委員の皆様からご質疑、ご意見をいただきたいと思います。

委員) 喜ぶ方が多い制度だと思います。前の制度の実績を教えて下さい。

事務局) 3年間で補助件数は296件で補助金額は181,670千円となって います。296件のうち住宅は186件という状況です。

委員) 申請に漏れた方もいるのでしょうか。

事務局) 申請が増え予算が足りなくなつた場合には、随時補正予算で増額対応していたので、漏れた方はおりません。

事務局) 最終年度は希望していた方が多かったので、年度内にできなかつた方は予算の繰越をして平成28年度に対応しています。

委員) 要件で更地にする工事というものがあり、建て替えはダメという説明がありました。想定としては、今の持ち主が取り壊すのは構わないが、古い住宅を購入して建て替えるというのは対象にならないのでしょうか。

会長) そういう考えになります。購入して建て替える人であれば、この補助制度がなくても解体すると考えています。

事務局) 更地にしてから売却する場合には対象となります。

委員) 空家法の命令を受けた建物は対象外になるとのことですが、特定空家に対する補助制度は別に設けるのでしょうか。

事務局) あくまでも自発的な管理を促すという観点から、空家法に基づく命令を受けた場合には行政処分になるので対象にしていません。特定空家であっても、指導や助言の段階であれば対象となりますので、別な補助制度というものは考えておりません。

委員) 要綱における空き家の定義ですが、1年以上にわたり居住その他の使用がなされていないことが常態とありますが、この根拠は何ですか。年に1度掃除するといった場合はどうなるのでしょうか。

事務局) 空家法や本町の空家対策計画における空き家の定義は、年間を通して使用実態がないこととしております。年に数回の掃除をしていても、実際に住んでいなければ空き家と考えています。空き家実態調査においても、同様の考え方で住民票や水道の閉栓情報をもとに対象を把握しています。この補助金制度においても同様に考えています。

- 委 員) 申請があつた際に個別に判断するのでしょうか。それとも町のリストに載つてゐる建物が対象となるのでしょうか。
- 事 務 局) 申請に基づき審査を行うことになります。
- 会 長) この定義では、今後家を出る際に解体したくても、1年待たないとできないことになりますね。
- 事 務 局) そうなります。最終年度にそう考えた方は壊せないこともあります。
- 委 員) 例えば、親が亡くなつて今後は空き家になるといった場合にも1年間は手を付けられないということになるのではないでしょうか。こうした場合も救えないのでしょうか。
- 事 務 局) 今後使う予定がないという意思表示がある場合を対象にすることもできると思います。
- 会 長) 例に出たような件も対象にした方がよいと思います。空き家の定義の部分は、精査させていただきたいと思います。
- 委 員) 新築の補助と中古住宅の補助は継続されるのでしょうか。室蘭市のような空き家バンクを活用した制度は検討していないのでしょうか。
- 事 務 局) 本年度末で終了となります。一部見直した上で制度を実施する予定ですが、空き家バンク登録物件に限定するといった考えはありません。
- 会 長) 他になければ、定義の部分を整理させていただき、令和2年度からの制度開始に向け、準備を進めさせていただきたいと思います。4月まではまだ時間もありますので、資料を持ち帰り確認したい事項等があれば担当課までご連絡いただきたいと思います。

4. その他

◎令和元年度空き家等実態調査に伴う「建物の所有者等アンケート調査」結果

の報告について

事務局から空き家除却推進事業補助金について報告する。(質疑なし)

◎各種報告について

- ・相続財産管理人制度の選任について
- ・令和2年度による空き家関連予算要求について
- ・令和2年度意向における各種住宅関連補助制度について

5. 閉 会